

平成 30 年 6 月 13 日

保護者様

千葉黎明高等学校
校長 西村清
事務長 吉田英雄

平成 30 年度 高等学校等就学支援金・授業料減免制度申請のご案内

保護者の皆様におかれましては、日頃より格別のご協力を頂き厚く御礼申し上げます。

就学支援金・授業料減免制度の申請につきまして、ご案内申し上げます。

つきましては、下記の書類の提出をお願いいたします。

【提出書類】

A 課税証明書内の市町村・道府県民税所得割額の世帯合計が
507,000 円未満の場合(年収目安 910 万未満) 以下①②をご提出ください。

①高等学校就学支援金収入状況届出書

②保護者(両親)の平成 30 年度課税証明書(*特別徴収税額通知書でも可)

B 課税証明書内の市町村・道府県民税所得割額の世帯合計が
507,000 円以上の場合(年収目安 910 万以上)

平成 30 年度高等学校就学支援金制度(7 月)及び授業料減免制度の辞退届を
ご提出ください

【提出期限】 平成 30 年 6 月 29 日(金) までに担任へご提出ください。

*就学支援金の申請をもって、授業料減免の申請も完了となります。

【支給方法】 県より支給額決定後、文書にてご案内いたします。(9 月ごろ)

*本年度入学生のうち、世帯の市町村・道府県民税所得割額の合計が 85,500 円未満の
世帯(年収目安 350 万未満)につきましては、千葉県私立高等学校入学金軽減制度により、
入学金のうち 5 万円が軽減されます。

【別途配布資料】

1. 千葉黎明高等学校 就学支援金・授業料減免制度 適用基準表
2. 高等学校就学支援金受給資格認定申請書
3. 記入例
4. 申請辞退届

お問い合わせ先：043-443-3221 事務室 担当：中村、西村

千葉黎明高校 就学支援金・授業料減免制度 適用基準表

・就学支援金制度、授業料減免制度を活用することで授業料の負担が軽減されます。
保護者年収目安(世帯収入)で約640万円以下であれば、授業料は実質無償化(全額免除)となります。

●授業料実質無償化の仕組み 授業料 月額 29,500円/年額354,000円

保護者年収目安 (世帯収入)	就学支援金制度	授業料減免制度	授業料
① 640万円未満	適用	適用	免除(無償)
② 640万円以上 約910万円未満	適用	適用除外	月額 19,600円 年額235,200円
③ 910万円以上	適用除外	適用除外	月額 29,500円 年額354,000円

☆上の表は、保護者年収目安で、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の父母合算額で適用額が決定します。

道府県民税所得割額 + 市町村民税所得割額の父母合算額 = 基準

- ① 292,500円以下
- ② 292,501円以上 507,000円以下
- ③ 507,001円以上

所得割額を示す書類についてお願い

- ・平成30年度 「課税証明書」または、「市町村民税特別徴収税額通知書」を提出

課税証明書を提出する場合 ※各市役所窓口で申請してください。

- ・非課税の場合は、「非課税証明書」を提出
- ・課税証明書、非課税証明書を提出する場合は、扶養人数がわかるものを提出。
※市役所窓口で扶養人数が明記されるようにお願いをしてください。

市町村民税特別徴収税額通知書を提出する場合 ※勤め先より配布されます。

- ・該当者の①氏名、②年度、③扶養人数、④市町村・道府県税の所得割額等がわかるようにコピーをしてください。

※A4サイズに入るように縮小してコピーをお願いします

②		
---	--	--

平成 年 月 日

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

高等学校等就学支援金

 受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

 収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の2つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

 この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。 この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな			
生徒の氏名	姓	名	

生徒の生年月日	昭和・平成 年 月 日		
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村		
保護者等の電話番号	(自宅・携帯)		
生徒が在学する学校の名称	千葉黎明高等学校		

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 千葉黎明高等学校 私立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制） 生産ビジネス科・普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

<input type="checkbox"/>	4月～6月（前年度の課税証明書等を添付）	<input checked="" type="checkbox"/>	7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）
--------------------------	----------------------	-------------------------------------	------------------------

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

①	<input type="checkbox"/>	親権者(両親)2名分
		親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)
②	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
	<input type="checkbox"/>	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	<input type="checkbox"/>	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	未成年後見人□名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)
④	<input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑥	<input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合
⑦	<input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

平成 年 月 日

(*記入日を記載)

千葉県知事 鈴木 栄治 殿

高等学校等就学支援金

記入しない

ご記入ください

受給資格認定申請書（初回時）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

収入状況届出書（2回目以降）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

(上の2つの□のうち、いずれかの□に印を付けてください。)

次の事項を必ず確認の上、両方の□に印を付けてください。)

この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

(以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。)

ふりがな	れいめい	たろう
生徒の氏名	姓 黎明	名 太郎

生徒の生年月日	昭和 平成 年 月 日
生徒の住所	〒 都道府県 市区町村
保護者等の電話番号	(自宅・携帯) 043-443-XXXX
生徒が在学する学校の名称	千葉黎明高等学校

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 千葉黎明高等学校 私立	平成 年 月 日 ～ (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 高等学校（全日制） 生産ビジネス科・普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (うち支給停止期間等) 平成 年 月 日 ～平成 年 月 日	学校の種類・課程・学科 ご記入ください

【2. 保護者等の収入の状況について】

(1) 就学支援金の支給を受けようとする時期の区分 (いずれかの□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 4月～6月 (前年度の課税証明書等を添付)	<input checked="" type="checkbox"/> 7月～翌年6月 (今年度の課税証明書等を添付)
--	---

(2) 申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。

(次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)

(2) - 1 次の保護者等の課税証明書等を添付しま

① <input type="checkbox"/> 親権者(両親)2名分	いずれかに□して下さい	
親権者1名分 (アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。) (新権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。)		
② <input type="checkbox"/>	ア	親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合
<input type="checkbox"/>	イ	親権者の1人が課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合
	ウ	・離婚、死別等により親権者が1人の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等
③ <input type="checkbox"/>	未成年後見人□ 名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 (未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。)	
④ <input type="checkbox"/>	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者)1名分 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤ <input type="checkbox"/>	生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、 ・成人に達している場合、 ・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等	
(2) - 2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。		
⑥ <input type="checkbox"/>	所得確認の対象が生徒本人(親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等)であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	
⑦ <input type="checkbox"/>	親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合	

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄 (⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄
黎明 一郎	父	黎明 花子	母

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割の額又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】(次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。)

<input type="checkbox"/> 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手續を学校設置者に委任することを了承します。

平成 30 年 月 日

学校法人千葉黎明学園
理事長 西村 清 様

平成 30 年度高等学校等就学支援金制度（7 月）

及び授業料減免制度の申請辞退届

下記事由につき、平成 30 年度高等学校等就学支援金制度、
及び授業料減免制度について申請しないことを届出いたします。

記

保護者氏名： _____ 印 _____

生 徒氏名： _____ (年 組)

申請辞退の理由：

_____ (例：課税額が適用条件を超えるため)

※申請辞退届を提出される方は、申請書、課税証明書等は不要です

以上